

学校法人佐久学園 研究費不正使用防止計画

学校法人佐久学園では文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、以下の通り不正使用防止計画を策定しました。

この計画を実行することにより、研究費の適正な使用の徹底を図ります。

不正の発生する要因等	不正防止計画
1 機関内の責任体系の明確化	
責任・権限体系の認識が不十分なため責任の所在が曖昧になる。	責任体系一覧をホームページに公開し学内外に公表する。
2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
① 事務手続きに関するルールの明確化・統一化	
研究者の誤った解釈によって、結果的に不適切な使用になってしまう。	研究費の使用及び事務手続きに関する取扱規程を学内の電子掲示板に掲載する。
② 職務権限の明確化	
研究者に職務権限が周知されていないため、事務局の許可なく執行してしまう。	研究費の使用及び事務手続きに関する取扱規程を学内の電子掲示板に掲載する。
③ 関係者の意識向上	
研究費が税金を原資とするという認識が不足しているため、不適切な使用であるという意識がない。	研修会や研究倫理教育等のコンプライアンス教育を義務付けることにより意識付けを図る。
④ 告発及び懲戒に関する規程の整備並びに運用の透明化	
研究費の不正使用が懲戒等に相当する行為との認識が低い。	告発や懲戒についての規程を周知する。
3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正防止計画の策定において、不正を発生させる要因が本学園の実態と乖離しているため、実効性が伴わない。	本学園で起こりうる不正の要因把握し、不正防止計画の策定・実施を行う。
4 研究費の適正な運営・管理活動	
アルバイトの管理において、学外での作業の場合、事務局で勤務実態を把握できない。	学外での作業の場合は、事前申請を必要とする。
5 情報の伝達を確保する体制の確立	
本学園としての不正防止の取組について、研究者間での認識に相違がある。	研究者間や事務担当者との情報共有・共通理解を促進する。
6 モニタリングの在り方	
不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	監査体制の強化のため、内部監査部門に学内監事を加える。